

平成29年度 第17回庁議要旨

日時：平成29年12月4日（月）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について（健康部、福祉部）

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法、介護保険法に基づき、一体の計画として3年ごとに見直しを行い策定している。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を確保できる体制づくり及び高齢者福祉の充実を図ることを目的に平成30年度から平成32年度を計画期間とする石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定するもの。

(1) 主な内容

1 計画の概要

【基本理念】

「共に支え合い、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくり」

本計画は、高齢者福祉施策の展開を計画し、基本理念のもと19の施策により、高齢者福祉の充実を図るもの。

【基本方針】

- ・生きがいづくりと社会参加の促進
- ・健康づくりと介護予防の推進
- ・要支援・要介護者支援の充実
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・震災からの発展期における高齢者支援

2 保険料基準額の設定

平成30年度から平成32年度までの人口、高齢者数、要支援・要介護認定者数などの推計値を基礎に標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等加えて保険料収納必要額を算出し、被保険者見込数から保険料基準月額を設定

基準額 現行 月額5,200円 ⇒ 改定 月額5,900円

3 計画期間

平成30年度～平成32年度

(2) 今後の予定

平成29年12月 パブリックコメントの実施
(平成29年12月25日～平成30年1月19日)

平成30年 1月下旬 第5回介護保険運営審議会開催
2月中旬 石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画市長への答申
市議会第1回定例会に石巻市介護保険条例の一部改正案を提案
(平成30年4月1日施行予定)

議決後、宮城県に報告の上、公表する。

3月 石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定

2 石巻市浄化槽切替助成事業について（建設部）

宮城県内自治体の下水道平均水洗化率は、平均94.6%であるが石巻市は79.1%にとどまっており、35自治体中25番目となっている。

浄化槽設置世帯では既に水洗化されており、新たに下水道供用開始区域になっても下水道への切替え意識が薄いため、浄化槽から下水道への切替え促進策が必要となっている。

浄化槽から下水道への切替工事費の一部を助成し経済的負担を軽減することで、下水道切替を促し水洗化率向上と下水道事業経営の基盤強化を図るもの。

(1) 主な内容

① 事業内容

下水道供用区域内で浄化槽等から公共下水道に接続替える際に工事費の一部を補助する。

② 助成対象者

既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続したもので次の各号のいずれにも該当するもの
ア 処理区域内の住宅（住宅の延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売を目的とした住宅でないこと。）の所有者（借地又は借家の場合にあつては、その所有者から切替工事を行うことについて同意を得た者）

イ 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していない者

ウ 受益者負担金及び分担金を滞納していない者

③ 対象地域

共下水道事業処理区域内

④ 補助金額

上限10万円とし、切替に要した経費。

⑤ 開始時期

平成30年4月1日から

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に当初予算案を提案

3月 石巻市浄化槽切替助成事業補助金交付要綱を制定

（平成30年4月1日から施行）

[報告事項]

1 平成29年人事院勧告に伴う給与改定等について（総務部）

平成29年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準上げとボーナスの引上げ（0.1月分）を勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するとし、月例給、ボーナスともに俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに係る勧告をした。

地方公務員法の給与決定原則に基づいて、国家公務員の給与に準拠するものであることから、本

市職員の給与についても必要な改正を行うもの。

(1) 主な内容

- ① 一般職等に係る改正（月例給：平成29年4月1日遡及適用、ボーナス：公布の日から施行し、平成29年12月支給分から遡及適用）

ア 給料表の改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉

行政職給料表の平均0.2%の引上げ。医療職及び幼稚園職給料表は行政職給料表との均衡を基本に所要の改定。再任用職員については、400円の引上げ。

※特定任期付職員については、1～2級のみ1,000円の引上げ。〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉

イ 初任給調整手当〈石巻市職員の給与に関する条例〉

医療職給料表の改定に伴い、医師への支給月額限度を414,300円に引上げ。（+500円）

ウ ボーナスの改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ、勤務実績に応じた給与推進のため、0.1月を勤勉手当に配分。（期末勤勉手当年4.3月から4.4月へ）

併せて、再任用職員の勤勉手当も0.05月引上げ。（年2.25月から2.3月へ）

なお、特定任期付職員の期末手当も0.05月引上げ。（年3.25月から3.3月へ）

〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉

エ 昇給抑制の回復措置〈石巻市職員の給与に関する条例〉

平成26年人事院勧告に基づく給与制度の総合的な見直し実施に伴い、平成27年4月から平成30年3月31日までの3年間、平均2%の給料を引き下げる経過措置を講じていたが、経過措置廃止に伴い若年層を中心に平成27年1月1日に抑制された昇給回復を行うもの。

対象者：平成30年4月1日現在で37歳に満たない職員

昇給等：昇給抑制状況等を考慮し平成30年4月1日に1号給昇給

オ 新給料表（平成27年4月1日適用）切替えによる現給保障措置廃止

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、給料水準引下げによる激変緩和策として実施していた現給保障措置について、平成30年3月31日をもって廃止する。〈条例等改正不要〉

カ 特定職員（管理職員）に対する給料等の減額支給措置廃止

〈石巻市職員の給与に関する条例、石巻市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、石巻市職員の育児休業等に関する条例、石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例〉

55歳を超える特定職員（管理職員）に対する給料等の減額支給措置について、平成30年3月31日をもって廃止する。

- ② 特別職等に係る改正（公布の日から施行し、平成29年12月支給分から遡及適用）

ア 市長、副市長、教育長の期末手当を0.1月引上げ。（年3.25月から3.35月へ）〈石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例〉

イ 市議会議員も特別職と同様に引上げ。〈石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例)

《給料表改定・モデルケース》

(単位:円)

区分	号給 (モデル)	現給料	改正給料	改定額	改定率
部長級	8級26号給	455,000	455,400	400	0.1%
次長級	7級32号給	425,300	425,700	400	0.1%
課長級	6級56号給	401,500	401,900	400	0.1%
課長補佐級	5級68号給	384,300	384,700	400	0.1%
主幹級	4級49号給	353,400	353,800	400	0.1%
主査・主任級	3級50号給	308,800	309,200	400	0.1%
主事級	2級13号給	212,600	213,600	1,000	0.5%
主事級	1級5号給	146,100	147,100	1,000	0.7%
労務職	4級48号給	296,100	296,500	400	0.1%

《賞与・12月期総支給額》

(単位:円)

区分	改正前	改正後	改定差額	備考
市長	1,868,750	1,983,750	115,000	
副市長	1,515,556	1,608,821	93,265	
教育長	1,317,469	1,398,544	81,075	
議員	829,725	880,785	51,060	
一般職平均	886,011	925,248	39,237	※44歳・大卒

《一般職の平均的(44歳)な支給額の差額》

(単位:円)

給料差額	賞与差額	差額支給額	備考
3,600	39,237	42,837	※差額支給額より所得税他が控除されます。

(2) 今後の予定

平成29年12月 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」公布予定
「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」公布予定
市議会第4回定例会に「石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を追加提案

[その他]

特になし

以上